

債権者登録事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)第58条に規定する口座振替の方法による支出を円滑に行うために、大阪市に対する債権者の住所、氏名等の情報(以下「債権者情報」という。)及びその債権者の預金口座に関する口座番号及び口座名義等の各情報(以下「口座情報」という。)を事前に財務会計システムに登録した後、その登録した情報をを利用して支払を行うものについては、この要綱の定めるところによる。

(債権者情報等の登録、変更、取消)

第2条 債権者から債権者情報及び口座情報(以下「登録事項」という。)の登録申請があったときは、別記様式による債権者登録申請書(以下「登録申請書」という。)により受付し、財務会計システムへ登録を行う。

- 2 前項により登録された登録事項について、登録申請書により変更申請(1登録に複数の口座情報を登録している場合で、一部の口座情報のみを取消する場合も含む。)があったときは、登録事項を変更する。
- 3 第1項により登録された登録事項について、登録申請書により取消申請があったときは、財務会計システムからその登録を取消する。

(登録申請書の記入内容等)

第3条 登録申請書の記入事項は、次の内容とする。

(1) 新規申請のときは、次に掲げる項目

- ア 申請年月日
- イ 電話番号
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 法人名又は屋号及びそのフリガナ
- カ 役職名及び氏名並びにそのフリガナ
- キ 申請事務担当者氏名
- ク 申請事務担当者電話番号
- ケ 金融機関名称及び支店名称
- コ 預金種目
- サ 口座番号
- シ 口座名義及びそのフリガナ

(2) 変更申請のときは、次に掲げる項目(ただし、ケ~シについては口座情報の変更がある場合に限る。)

- ア 申請年月日
- イ 電話番号
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 法人名又は屋号及びそのフリガナ
- カ 役職名及び氏名並びにそのフリガナ
- キ 申請事務担当者氏名
- ク 申請事務担当者電話番号
- ケ 金融機関名称及び支店名称
- コ 預金種目
- サ 口座番号
- シ 口座名義及びそのフリガナ
- ス 債権者番号
- セ 変更・取消適用年月日及び変更内容

(3) 取消申請のときは、次に掲げる項目

- ア 申請年月日
- イ 電話番号
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 法人名又は屋号及びそのフリガナ
- カ 役職名及び氏名並びにそのフリガナ

- 申請事務担当者氏名
- 申請事務担当者電話番号
- 債権者番号
- 変更・取消適用年月日

2 口座情報については、1登録に対して4口座までの口座情報及び1口座の前払金口座を登録することができる。ただし、前払金口座のみの登録はできない。

(登録区分と受付手続)

第4条 登録区分として、次の区分を設ける。

(1) 全市管理は、すべての局、所及び区役所（以下「局等」という。）で共通して利用することができる。

(2) 所属管理は、登録した局等でのみ利用することができる。

2 新規登録にあたっては、全市管理又は所属管理の区分を明確にし、原則として個人の場合は所属管理として登録する。また、複数の局等で利用する必要がない法人、法人格を持たない社団等についても所属管理とする。

3 登録区分別の申請の受付所属は、次のとおりとする。

(1) 全市管理区分
　　すべての局等

(2) 所属管理区分
　　当該の局等

(登録事項の入力等)

第5条 登録申請書を受付した局等は、申請内容を確認したうえで、財務会計システムに入力し、登録する。ただし、登録申請書に記入誤り等不備があった場合は、債権者に返却する。

2 登録事項の入力にあたっては、略語の使用等別表の定めにしたがって財務会計システムに入力する。

3 局等は、財務会計システムから出力した債権者登録確認票の登録内容を確認したうえで、登録申請書とあわせて会計室へ送付する。ただし、各区役所所属管理に係る登録申請書及び債権者登録確認票については、各区役所区会計管理事務担当課へ送付する。

4 前項により送付された登録申請書の記入内容又は債権者登録確認票の登録事項に誤り等不備があった場合は、局等へ返却する。

(登録申請の承認及び債権者への通知)

第6条 前条第3項において送付された登録申請書と債権者登録確認票により、会計室において承認を行う。ただし、各区役所所属管理の承認については、各区役所区会計管理事務担当課で行う。

2 前項により承認したときは、会計室又は各区役所区会計管理事務担当課から登録申請書を受付した局等へ承認された旨を通知する。

3 局等は、会計室又は各区役所区会計管理事務担当課から承認された旨の通知を受けたときは、速やかに債権者登録通知書を作成し、債権者に通知する。

(未承認情報及び登録事項の削除)

第7条 不要な未承認情報の削除は、当該登録事項を財務会計システムに入力した者が行う。ただし、特に必要と認めるときは、会計室で削除することができる。また、各区役所所属管理の場合は各区役所区会計管理事務担当課で削除することができる。

(登録申請書の保管)

第8条 第6条第1項で承認した登録申請書は、会計室で保管する。ただし、各区役所所属管理の登録申請書については、各区役所区会計管理事務担当課で保管する。

(金融機関の合併等に係る口座情報の取扱い)

第9条 金融機関の合併により、口座情報のうち金融機関名称若しくは支店名称又はその両方（以下「金融機関名称等」という。）のみ変更されたときは、債権者からの変更申請によらず会計室で一括して金融機関名称等を変更する。

2 金融機関の合併により、金融機関名称等以外の口座情報が変更されたときは、債権者からの変更申請により口座情報を変更する。

3 同一金融機関における支店の統廃合があった場合は、債権者からの変更申請により口座情報を変更する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に財務会計システムに登録されている登録事項については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、平成 24 年度予算執行に係るものから適用し、平成 23 年度予算執行に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

1 法人略語

| 用語 | カ文字による略語 | 用語 | カ文字による略語 | 用語 | カ文字による略語 |
|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 株式会社 | カ | 社団法人 | | 国立研究開発法人 | ケン |
| 有限会社 | ユ | 一般社団法人 | シヤ | 行政執行法人 | ジツ |
| 合名会社 | メ | 公益社団法人 | | 弁護士法人 | ベン |
| 合資会社 | シ | 宗教法人 | シユウ | 有限責任中間法人 | |
| 合同会社 | ト | 学校法人 | ガク | 無限責任中間法人 | チュウ |
| 医療法人 | | 社会福祉法人 | フク | 行政書士法人 | キヨ |
| 医療法人社団 | イ | 更生保護法人 | ホ | 司法書士法人 | シホウ |
| 医療法人財団 | | 相互会社 | ソ | 税理士法人 | ゼイ |
| 社会医療法人 | | 特定非営利活動法人 | トキヒ | 国立大学法人 | ダイ |
| 財団法人 | | 独立行政法人 | ドク | 公立大学法人 | |
| 一般財団法人 | ザイ | 地方独立行政法人 | チドク | 農事組合法人 | ノウ |
| 公益財団法人 | | 中期目標管理法人 | モク | 管理組合法人 | カソリ |
| 社会保険労務士法人 | ロム | | | | |

2 営業所略語

| 用語 | カ文字による略語 | 用語 | カ文字による略語 |
|-----|----------|-----|----------|
| 営業所 | エイ | 出張所 | シツ |

3 事業略語

| 用語 | カ文字による略語 | 用語 | カ文字による略語 | 用語 | カ文字による略語 |
|-------------|----------|--------------|----------|-------------|----------|
| 連合会 | レソ | 社会保険診療報酬支払基金 | シヤホ | 経済農業協同組合連合会 | ケイザイン |
| 共済組合 | キヨウサイ | 厚生年金基金 | コウネン | 共済農業協同組合連合会 | キヨウサイン |
| 協同組合 | キヨウギ | 従業員組合 | ジユウギ | | |
| 生命保険 | セイメイ | 労働組合 | ロウグミ | 漁業協同組合 | ギヨキヨウ |
| 海上火災保険 | カイジヨウ | 生活協同組合 | セイキヨウ | 漁業協同組合連合会 | ギヨレン |
| 火災海上保険 | カサイ | | | | |
| 健康保険組合 | ケンボ | 食糧販売協同組合 | シヨハシキヨウ | 公共職業安定所 | ショクアソブ |
| 国民健康保険組合 | コクホ | 国家公務員共済組合連合会 | コクキヨウレン | 社会福祉協議会 | シヤキヨウ |
| 国民健康保険団体連合会 | コクホレン | 農業協同組合連合会 | ノウキヨウレン | 特別養護老人ホーム | トキヨウ |
| | | | | 有限責任事業組合 | ユウグミ |

4 略語の使用方法

- (1) 法人略語及び営業所略語は、略語判別表示としてカッコを付して使用する。なお、事業略語には、原則カッコは付さないが、名称が事業略語を使用することができる用語から始まる場合には、後ろカッコを付す。
- (2) 略語の使用は、1法人名につき1個とする。ただし、法人略語、営業所略語及び事業略語のそれぞれを組み合わせて併用してもよい。

(登録申請書の記載)

(財務会計システムの入力方法)

(例) 平成海上火災保険株式会社大阪営業所 → ヘイセイシヨウカイオウセイ(エイ)
事業略語 法人略語 営業所略語

(3) 略語の位置によるカッコのつけ方

(例) 名称の先頭にある場合、前カッコを付さない。
名称の中にある場合、両カッコを付す。
名称の最後にある場合、後ろカッコを付さない。

カ)マイシマケンセツ
マイシマケンセツ(カ)サキシマシテン
マイシマケンセツ(カ)

5 登録申請書のフリガナ（債権者名称と口座名義）の入力方法

- (1) 個人又は法人格を持たない社団等の場合

6のスペースの入力方法に注意しながらすべてのフリガナを入力する。

- (2) 法人の場合

スペースの入力方法に注意しながら法人名と支店名又は出張所名のみ入力し、代表取締役等役職名以下は入力しない。なお、口座名義に法人名や支店名、役職名及び代表者名以外の記載がある場合は、必要に応じて債権者あて口座登録内容を確認し入力する。

(登録申請書の記載)

(財務会計システムの入力方法)

(例) マイシマケンセツ(カ)サキシマシテン_シテンチョウ_マイシマ_サキ
カ)マイシマケンセツ_ダ_ヒヨウトリシマリヤク_マイシマ_サキ
フク)マイシマフクシカイ_シュウエキシ_ギョウ

→ マイシマケンセツ(カ)サキシマシテン
→ カ)マイシマケンセツ
→ フク)マイシマフクシカイ_シュウエキシ_ギョウ

6 登録申請書のフリガナ（債権者名称と口座名義）のスペースに係る入力方法

(1) 個人又は法人格を持たない社団等の場合におけるスペースの入力方法

ア 姓と名の間にスペースを入力する。

(例) マイシマ_サキコ

イ 商号又は屋号と氏名の間にスペースを入力する。

(例) マイシマショテン_マイシマ_サキコ

ウ 法人格を持たない社団等の名称、役職名、代表者名の間にスペースを入力する。

(例) ナンコウヤチョウウカイ_マイシマ_サキコ

　　シキンゼントジ_ユリヨウシャ_マイシマチュウガッコウ_コウチョウ_マイシマ_サキコ

(2) 法人の場合におけるスペースの入力方法

法人名と支店名又は出張所名との間にスペースを入力する。ただし、カッコの前後はスペースを入力しない。

(例) マイシマケンセツ(カ)サキシマシテン

　　カ)マイシマケンセツ_ユメシマシテン

| | | | | | | |
|-------|-------|--|-------|--|----------------------|--|
| 本市記入欄 | 全市管理 | | 所属管理 | | 処理コード 会計室 担当者印 | |
| | 受付年月日 | | 年 月 日 | | | |
| | 受付所属 | | | | | |

債権者登録申請書

(提出先)

大阪市長

次のとおり債権者情報の登録を申請します。

| 債権者番号(変更・取消の場合記入) | | | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------|---------------|--------------------|----------|--|--|--|
| 債権者(契約者)欄 | 申請年月日 | 年 月 日 | 申請区分 | | | |
| | 電話番号 | () - | 新規・変更・取消 | | | |
| | 住 所 | 〒 | | | | |
| | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | |
| | 法 人 名 又は屋号 | | | | | |
| | フリガナ | | | | | |
| | 役 職 名 及び氏名 | | | | | |
| 申請事務 担当者氏名 | | 申請事務担当者 電 話 番 号 | () - | | | |

債権者登録申請中(変更の場合を含む。)は、金融機関名称等の振込口座情報を指定してご請求ください。

債権者番号を使用したご請求は、債権者登録通知書がお手元に到着した日以降にご利用ください。

変更・取消の場合にご記入ください。

登録情報は、原則として本市受付日から適用されます。本市受付日以降で、ご希望の適用開始日がある場合のみご記入ください。

| 変更・取消適用年月日 | |
|------------|--|
| 年 月 日から | |

変更の場合は必ず記入してください。

該当するものを で囲んでください。
電話番号・住所・法人名(屋号)・役職名・氏名
口座内容の変更・口座の追加
(A ・ B ・ C ・ D ・ M) 口座の取消
その他()

A・B・C・D・M 口座のいずれかを で囲んでください。新規登録の場合 A 口座からの登録となります。

M 口座は公共工事前払金口座となります。M 口座のみの登録はできません。

| | | | | | |
|---------------------|--------------------------------|-----|---------|------|--------------------|
| A・B・C・D M(前払金)口座 | 金融機関名 | | 金融機関支店名 | 預金種目 | 当座・普通・貯蓄 その他() |
| | 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合 | 支 店 | 出張所 | 口座番号 | |
| 口 座 名 義 | 漢字 | | | | |
| | フリガナ | | | | |

A・B・C・D・M 口座のいずれかを選択してください。新規登録の場合 A 口座からの登録となります。

M 口座は公共工事前払金口座となります。M 口座のみの登録はできません。

| | | | | |
|---------------------|--------------------------------|-----------|------|----------|
| A・B・C・D M(前払金)口座 | 金融機関名 | 金融機関支店名 | 預金種目 | 当座・普通・貯蓄 |
| | 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合 | 支店 出張所 | | その他() |
| 口座名義 | 漢字 | | | |
| | フリガナ | フリガナ | フリガナ | フリガナ |

| | | | | |
|---------------------|--------------------------------|-----------|------|----------|
| A・B・C・D M(前払金)口座 | 金融機関名 | 金融機関支店名 | 預金種目 | 当座・普通・貯蓄 |
| | 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合 | 支店 出張所 | | その他() |
| 口座名義 | 漢字 | | | |
| | フリガナ | フリガナ | フリガナ | フリガナ |

| | | | | |
|---------------------|--------------------------------|-----------|------|----------|
| A・B・C・D M(前払金)口座 | 金融機関名 | 金融機関支店名 | 預金種目 | 当座・普通・貯蓄 |
| | 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合 | 支店 出張所 | | その他() |
| 口座名義 | 漢字 | | | |
| | フリガナ | フリガナ | フリガナ | フリガナ |

| | | | | |
|---------------------|--------------------------------|-----------|------|----------|
| A・B・C・D M(前払金)口座 | 金融機関名 | 金融機関支店名 | 預金種目 | 当座・普通・貯蓄 |
| | 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合 | 支店 出張所 | | その他() |
| 口座名義 | 漢字 | | | |
| | フリガナ | フリガナ | フリガナ | フリガナ |

(お問い合わせ及び提出先)

大阪市の各局・各区役所

又は

大阪市会計室会計管理担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 (TEL:06-6208-8484)